

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>県道川島こども動物自然 公園自転車道線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字下小見野字辻 ケ谷戸町五番一地从先から 同郡同町大字上小見野字家附五 番町六一七番地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年十二月二十七日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年四月二十三日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第一号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長二五二・〇 メートル。</p>